

議案第 6 3 号

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 7 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 会計年度任用職員制度の導入に係る地方公務員法等の改正に伴い、規定の
整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月世田谷区
条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。